

社会福祉法人西海市社会福祉協議会
レンタカー事業約款

第1章 総 則

(約款の適用)

- 第1条 本会は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」という。)を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
- 2 本会は、この約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第2章 予 約

(予約の申込み)

- 第2条 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種、借受開始日時、借受場所、借受期間、運転者、その他の借受条件(以下「借受条件」という。)を明示して予約の申込みを行うことができます。
- 2 本会は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、本会の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。

(予約の変更)

- 第3条 借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ本会の承諾を受けなければならないものとします。

(予約の取消し等)

- 第4条 借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すこと(以下「取消し」という。)ができます。
- 2 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約(以下「貸渡契約」という。)の締結手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとします。
- 3 前2項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を本会に支払うものとし、本会は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
- 4 本会の都合により、予約が取り消されたとき又は貸渡契約が締結されなかったときは、本会は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めると

ころにより違約金を支払うものとします。

- 5 事故・盗難・不返還・リコール又は天災その他の不可抗力等、借受人又は本会のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。この場合、本会は受領済の予約申込金を返還するものとします。

(免責)

- 第5条 本会及び借受人は、貸渡契約が締結されなかったことについて、前条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第3章 貸 渡 し

(貸渡料金)

- 第6条 貸渡料金とは、以下の合計金額をいうものとし、本会はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。

基本料金、任意補償制度加入料、燃料代、その他の料金

- 2 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、長崎運輸支局長に届け出て実施している料金によるものとします。
- 3 第2条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金とを比較して低い貸渡料金によるものとします。

(貸渡契約の締結)

- 第7条 借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示して、本会はこの約款・料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸渡できるレンタカーがない場合、又は借受人又は運転者が第9条各号に該当する場合を除きます。

- 2 前項の場合、借受人は本会に前条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。

- 3 本会は、監督官庁の通達(注1)に基づき、貸渡簿(貸渡原票)及び第12条に規定する貸渡証に運転者の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証(注2)の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付する義務があるため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者(以下「運転者」という。)の運転免許証の提示を求め、また、その写しの提出を求めます。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、また、その写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときは運転者の運転免許証を提示し、また、その写しを提出するものとします。

(注1) 監督官庁の通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」(自旅第138号 平成7年6月13日)の2(6)及び(7)のことをいいます。

(注2) 運転免許証とは、道路交通法第92条に規定される運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第107条の2で規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準じます。

4 本会は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人確認ができる書類の提示を求め、また、提出された書類の写しをとることがあります。

5 本会は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めます。

6 本会は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、現金による支払いを請求します。

7 借受人は契約後の借受期間の延長はできないものとします。

(借受条件の変更)

第8条 借受人は、貸渡契約の締結後、前条の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ本会の承諾を受けなければならないものとします。

2 本会は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

(貸渡契約の締結の拒絶)

第9条 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。

(1)貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。

(2)酒気を帯びているとき。

(3)麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈しているとき。

(4)チャイルドシートがないにもかかわらず6才未満の幼児を同乗させるとき。

(5)暴力団、暴力団関係団体の構成員または関係者、その他反社会的組織に属していると認められるとき。

2 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、本会は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

(1)予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。

(2)過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき。

(3)過去の貸渡しにおいて、第15条各号に掲げる事項に該当する行為があったとき。

(4)過去の貸渡し(他のレンタカー事業者の貸渡しを含む。)において、第21条、第29条に掲げる事項に該当する行為があったとき。

(5)過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により保険適用されなかった事実があったとき。

(6)別に明示する規定による条件を満たしていないとき。

(7)その他、本会が適当でないと認めたとき。

3 前2項の場合、本会は第4条第1項の予約取消しとして取り扱い、予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

(貸渡契約の成立等)

第10条 貸渡契約は、借受人が本会に貸渡料金を支払い、本会が借受人にレンタカー(付属品を含む。以下同じ。)を引き渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

2 前項の引渡しは、第2条の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

(貸渡車両の確認)

第11条 本会は、道路運送車両法第48条(定期点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

2 本会は、道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施し、整備不良等を発見した場合には、直ちに必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

3 借受人は、前2項の点検整備が実施されていることを確認し、別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、レンタカーに整備不良がないこと等を確認するとともに、レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

(貸渡証の交付・携帯等)

第12条 本会は、レンタカーを引き渡したときは、長崎運輸支局長が定めた事項を記載した所定の自動車貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。

2 借受人又は運転者は、レンタカーの使用、前項により交付を受けた自動車貸渡証を携帯しなければならないものとします。

3 借受人又は運転者は、自動車貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を本会に通知するものとします。

4 借受人又は運転者は、レンタカーの返還とともに、自動車貸渡証を本会に返還するものとします。

第4章 使用

(借受人の管理責任)

第13条 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから本会に返還

するまでの間（以下「使用中」という。）善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

（日常点検整備）

第14条 借受人又は運転者は、使用中、借り受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

（禁止行為）

第15条 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 本会の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2) レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第7条の運転者以外の者に運転させること。
- (3) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等本会の使用収益する権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
- (4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
- (5) 本会の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (7) 本会の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
- (8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- (9) その他第8条の借受条件に違反する行為をすること。

2 本条、第21条又は第29条に該当する場合で、刑法に違反する行為があった場合は、本会は法的手続きを開始することがあります。

（駐車違反の場合の措置等）

第16条 借受人又は運転者が使用中に借受車両に関し道路交通法に定める駐車違反をしたときは、借受人又は運転者は自ら駐車違反に係る反則金を納付し、及び駐車違反に伴うレッカー移動、保管などの諸費用を負担するものとします。

2 警察から本会に対し駐車違反について連絡があった場合において、借受人又は運転者が当該駐車違反に係る反則金を納付せず、又は前項の諸費用を支払っていないときは、本会は当該納付または支払いが完了するまでの間、貸渡自動車の返還を拒否することができるものとします。

3 前項の場合において、本会が返還を受けるまでの間については別に貸渡料金を申し受けます。

4 警察から本会に対し駐車違反について連絡があった場合において、借受

人又は運転者が当該駐車違反に係る反則金を納付せず、又は第1項の諸費用を支払わずに貸渡自動車の返還をする場合は、借受人又は運転者は駐車違反の事実を自認し、所定の期日までに反則金等の支払いを約する自認書を本会に提出するものとします。

5 前項の連絡があったとき既に貸渡自動車が返還されている場合は、本会は借受人又は運転者に対し駐車違反の連絡をして反則金等の支払いの確認を行い、借受人又は運転者は、反則金等の支払いを完了していない場合は前項の自認書を本会に提出するものとします。

6 借受人又は運転者が前2項において自認書の提出をしない場合、又は所定の期日までに反則金等の支払いを完了していない場合は、本会は借受人又は運転者に対し法的手段を講じることができるものとします。

7 借受人又は運転者が前3項の手続きによりなお反則金の支払いを完了しない場合、借受人又は運転者は、本会が公安委員会に提出する弁明書に個人情報を含む貸渡証等を添付し送付することに同意します。

第5章 返 還

（借受人の返還責任）

第17条 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所において本会に返還するものとします。

2 借受人又は運転者が前項に違反したときは、本会に与えた一切の損害を賠償するものとします。

3 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができないときは、本会に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに本会に連絡し、本会の指示に従うものとします。

（レンタカーの確認等）

第18条 借受人又は運転者は、本会立会いのもとに、レンタカーを通常の使用による摩耗を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。

2 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、本会は、返還後の遺留品について保管の責を負わないものとします。

（レンタカーの返還時期等）

第19条 借受人又は運転者は、第8条により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

（レンタカーが不返還となった場合の措置）

第20条 本会は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、本会の返還請求に応じな

いとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により、不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行うなど法的手続等の措置をとるものとします。

- 2 本会は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため借受人又は運転者の家族、親族、勤務先などの関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動などを含めた必要な措置をとるものとします。
- 3 第1項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、第28条の定めにより本会に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第6章 故障・事故・盗難・不可抗力時の措置

(故障)

第21条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、本会に連絡するとともに、本会の指示に従うものとします。

- 2 レンタカーの異常又は故障が借受人又は運転者の責に帰すべき事由によるときは、貸渡契約は終了するものとし、借受人又は運転者はレンタカーの引取り及び修理に要する費用、並びに本会がそのレンタカーを使用できないことによる損害を負担するものとします。この場合、本会は、受領済の貸渡料金を返還しないものとします。
- 3 貸渡前に存した瑕疵により貸渡契約が成立しなかったときは、受領済みの予約申込金を借受人に返還するものとします。
- 4 借受人又は運転者は、前3項に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について本会に請求できないものとします。

(事故)

第22条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーにかかる事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるほか、次に定める措置をとるものとします。

- (1)直ちに事故の状況等を本会に報告し本会の指示に従うこと。
- (2)事故に関し本会及び本会が契約している保険会社が行う調査に協力し、要求する書類等を遅滞なく提出すること。
- (3)事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ本会の承諾を受けること。
- (4)レンタカーの修理は、特に理由がある場合を除き、本会又は本会の指定する工場で行うこと。

2 借受人又は運転者は、前項によるほか自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。

3 本会は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

(盗難)

第23条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1)直ちに最寄りの警察に通報すること。
 - (2)直ちに被害状況等を本会に報告し、本会の指示に従うこと。
 - (3)盗難に関し本会及び本会が契約している保険会社が行う調査に協力し、要求する書類等を遅滞なく提出すること。
- (不可抗力)

第24条 借受人又は運転者は、使用中に天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不能となった場合には、その旨を本会に連絡するものとします。

(使用不能による貸渡契約の終了)

第25条 使用中において事故・盗難・不可抗力その他の事由によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。

- 2 前項のレンタカーが使用できなくなった事由が、借受人又は運転者の責に帰する事故の場合は、本会は、受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。
- 3 第1項の事由が第2項の事由以外の場合は、本会は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

第7章 賠償及び補償

(本会による賠償)

第26条 本会は、貸渡期間中、借受人又は運転者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、本会の責に帰さない事由による場合を除きます。

(借受人又は運転者による賠償及び営業補償)

第27条 借受人又は運転者は、使用中に第三者又は本会に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、借受人又は運転者の責に帰さない事由による場合を除きます。

- 2 前項により損害を賠償する場合において、その損害のうち、事故又は盗難により本会がそのレンタカーを使用できないことによる損害については料金表に定めるところによるものとし、借受人又は運転者はこれを支払う

ものとしします。

(本会が駐車違反に係わる反則金を納付した場合等の措置)

第28条 借受人又は運転者が所定の期間内に駐車違反にかかる反則金を納付せず、又は諸費用の支払いをしない場合において、本会がこれらの反則金又は諸費用を負担したときは、借受人又は運転者は本会に対しこれらの費用を賠償する責任を負い、本会は法的手続等により賠償を求めることができるものとしします。

(保険及び補償)

第29条 借受人又は運転者が前条第1項の賠償責任を負うときは、本会がレンタカーについて締結した損害保険契約及び本会の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

(1)対人補償無制限 (自動車損害賠償責任保険を含む)

(2)対物補償 1事故限度額 1000万円 (免責金額 5万円)

(3)車両補償 1事故限度額時価額 (免責金額 5万円)

(4)搭乗者傷害補償 1事故限度額 1000万円×定員、1名限度額 1000万円

2 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。

3 貸渡約款に違反した場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。

4 保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額または補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。ただし、特約により第1項の限度額を変更した場合は、特約で定めた限度額を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。

5 本会が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに本会の支払額を本会に弁済するものとしします。

6 第1項第2号又は第3号に定める保険金又は補償金の免責金額に相当する損害については、特約をした場合を除いて借受人又は運転者の負担とします。

第8章 解除

(貸渡契約の解除)

第30条 本会は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条各号に該当することとなったときは、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとしします。この場合、本会は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとしします。

(中途解約)

第31条 借受人は、使用中であっても、本会の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとしします。この場合、本会は、別途定める規定に該当するときを除き、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとしします。

2 借受人は、前項の解約をするときは、次の中途解約手数料を本会に支払うものとしします。

中途解約手数料 = { (貸渡契約期間に対応する基本料金) -
(貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金) } × 50%

第9章 個人情報

(個人情報の利用目的)

第32条 本会が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

(1)レンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡約款締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。

(2)借受人又は運転者の本人確認及び審査をするため。

(3)個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

2 前項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第10章 雑則

(相殺)

第33条 本会は、この約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務がある場合、借受人又は運転者の本会に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとしします。

(消費税)

第34条 借受人又は運転者は、この約款に基づく取引に課せられる消費税(地方消費税を含む)を本会に対して支払うものとしします。

(遅延損害金)

第35条 借受人及び本会は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとしします。

(細則)

第36条 本会は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その

細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

2 本会は、別に細則を定めたときは、本会に掲示するとともに、本会の発行するパンフレット、料金表又はホームページにこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

(合意管轄裁判所)

第37条 この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず本会の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

附 則

本約款は、レンタカー事業許可の日(平成18年6月6日)から施行する。